

件名	松前町介護保険条例の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	なし
改正対象	松前町介護保険条例（平成12年松前町条例第17号）
根拠法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項及び第3項 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条
改正理由	第8期介護保険事業計画の策定に伴い、次の見直しを行うため。 (1) 令和3年度から令和5年度までにおける第1号被保険者に課する保険料の保険料率の見直し (2) 介護保険法施行規則の一部改正に伴う介護保険料の段階の判定に用いる基準所得金額の見直し (3) 第1号被保険者のうち、低所得者の保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の見直し
改正の主な内容	(1) 保険料率の引上げ（第2条第1項第1号から第10号まで） (2) 基準所得金額の引上げ（第2条第3項及び第4項） (3) 低所得者の減額賦課に係る保険料率の引上げ（第2条第6項から第8項まで）
施行日	令和3年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>改正後の第2条第1項第2号及び同条第7項に規定する保険料率については、第7期介護保険事業計画からの増加額（率）が他の階層に比べ急激な増額となる。これを回避するため、激変緩和措置として、第8期計画期間（3年間）を通して保険料率を段階的に引き上げるものとし、令和3年度及び令和4年度の経過措置を規定する。</p> <p>※他の階層に比べ急激な増額については、令和2年度からの公費投入による低所得者の保険料軽減強化の完全実施を踏まえ、町独自で行っている標準割合からの引下げについて、引上げを行った（△0.1→△0.05）ためである。</p>	